

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

A

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)												
2 拠出先国際機関名	国際移住機関(IOM)												
3 拠出形態	☐ ノンイマーク ☒ イマーク												
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	15,015千円												
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート ・国際移住機関(IOM)は, 1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関(IOM)となる。2016年に世界的な人の移動(移住)を専門に扱う唯一の国連関連機関となる。 ・「正規のルートを通して, 人としての権利と尊厳を保障する形で行われる人の移動は, 移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき, 主に紛争・自然災害への対応(難民・国内避難民等への支援), 出入国・国境管理能力の強化, 海外在住専門家の帰国支援, 移住に関する調査・研究等を行っている。2019年5月現在, 加盟国は173国。本部はジュネーブ。 ・IOMは, 欧州への難民・移民問題, ミャンマーからの避難民支援等に代表される世界各地で発生する移民問題を専門的に扱う唯一の国連機関として, 脆弱な環境下の移民等に対する機動的かつ迅速な支援, 国際社会における本問題の理解促進等において主導的役割を果たすことにより, 移民ひとりひとりの命と尊厳を守るとともに世界・地域の一層の不安定化を防いでいる。 (2) 主要な活動分野 <table border="0"> <tr> <td>☐ 安全保障</td> <td>☐ 軍縮不拡散・科学</td> <td>☐ 国際経済・資源エネルギー</td> </tr> <tr> <td>☐ 司法</td> <td>☐ 教育・文化</td> <td>☒ 開発・人道</td> </tr> <tr> <td>☐ 保健</td> <td>☐ 環境・気候変動</td> <td>☐ 地域協力</td> </tr> <tr> <td>☐ その他()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	☐ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー	☐ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道	☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力	☐ その他()		
☐ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー											
☐ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道											
☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力											
☐ その他()													
6 拠出の用途及び目的	・本件拠出は, 我が国が締結している国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書上の義務でもある「人身取引被害者の帰国支援事業」の実施のためのもの。IOM駐日事務所及び各国現地事務所と連携し, 日本国内で保護された外国人人身取引被害者を(本人が希望する場合)母国に安全に帰還させるとともに, 再度被害に遭わないようにすることを目的として, 被害者へのカウンセリング, ケースワーカーの派遣, 通訳, 帰国支援(渡航費を含む。)及び母国での自立・社会復帰支援(医療・教育・職業支援)等に充てられるもの。												
7 担当課室	総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室												

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等

・2015 年に、IOM の活動原則及び目標として策定された「移住ガバナンス・フレームワーク(MiGOF)」(原則①国際基準の遵守と移民の権利の保護、原則②各国政府への専門的知見の共有、原則③データに基づいた政策形成と政府全体でのアプローチ、目標①移民と社会の社会経済的福祉の推進、目標②危機的状況にある移民への支援、目標③安全で正規の、人の尊厳が守られた移住の保障)が、IOM 加盟国の移住及び移民に関する政策立案の指針としても活用されている。IOM の年次活動報告や各事務所からの活動報告は、MiGOF の枠組みに基づいて行われている。 ・IOM の活動は、国際的な目標である持続可能な開発目標(SDGs)の国際目標のうち、目標5「ジェンダー平等を實現しよう」(5.2: 人身取引や性的搾取等の排除)、目標8「働きがいも経済成長も」(8.7: 強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅)、目標 10「人や国の不平等をなくそう」(10.7: よく管理された移住政策の実施)、目標 16「平和と公正を全てのの人に」(16.2: 子供に対する虐待、搾取、人身取引等の撲滅)、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」(17.17: 官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進)等をターゲットとしている。 ・安倍内閣総理大臣が出席した 2016 年の「難民及び移民に関する国連サミット」(難民・移民等の「大規模な人の移動」を包括的に扱う初のサミット)で採択された「難民及び移民のためのニューヨーク宣言」に基づき、2018 年 12 月に「国連移住グローバル・コンパクト採択会合」(於: モロッコ)において、「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト」(移住に関する国際的な取組方針)が採択され、同コンパクトの実施・フォローアップを行うために設置された国連移住ネットワークの調整役をIOMが務め、IOMの事務局長が同ネットワークのコーディネーターになるとの決定がなされた。同コンパクトは、国連事務総長の下、国連が移住に関して初めて作成した枠組み。	1-2 1-1 に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)
・IOMは、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)、国連プロジェクトサービス機関(UN OPS)、国連世界食糧計画(WFP)をはじめとする国連の人道支援機関と連携し、避難民に対する支援や、元戦闘員の社会復帰支援、避難民や帰還民等を受け入れるコミュニティ支援、人身取引被害者への支援を行うほか、専門の国際機関として移民等の第三国定住・帰還・緊急帰国などの移送支援、移民に対する健康診断支援、移住者に対する健康診断、出発前や移住後の研修、移動の際の乗り継ぎ支援、困窮した移民の自発的帰国・社会復帰支援、暴力・搾取・虐待を受けた移民への支援、査証発給支援等を実施するに当たり中心的役割を果たしている。IOM が中心的かつコーディネーター的役割を果たすことで、各国連機関が個別に実施する取組を統合・調整し、より効果的かつ適切な支援が可能となっている。 ・「バリ・プロセス」(密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス)、「コロンボ・プロセス」(アジア地域における海外雇用と契約労働者の管理に関する地域協議プロセス)など、移住に関する 14 の地域の協議プロセスに関わり、政府間協議の準備や運営、ホームページの運営等のロジスティックスを担当している。(本拠出金の一部は同ホームページの運営費として貢献している。) ・2030 開発アジェンダや SDGs の実施について、国連開発計画(UNDP)とともに、各国の開発計画において、移住課題を開発計画の中で主流化することを支援する事業を実施。 ・SDGs の目標 8.7(強制労働・人身取引・児童労働の撲滅)の実現に向けて、国連児童基金(UNICEF)及び国際労働機関(ILO)と共に Alliance8.7 を立ち上げ、UNICEF と移住アクショングループの共同議長を務めている。 ・SDGs の目標 10.7 (よく管理された移住政策の実施)の達成に貢献するため、上記 MiGOF で具体的な原則・目標を設定し、国連経済社会局(UNDESA)とともに同目標共同管理者の役割を果たしている。	1-3 1-2 の進捗・実績及びそれによって得られた成果
・2018 年、IOMは 164 か国において約 3,000 万人を対象に、避難民支援や元戦闘員の社会復帰支援、コミュニティ支援、人身取引被害者への支援、第三国定住・帰還・緊急帰国などの移送支援、移民に対する健康診断支援などの人道支援を実施した。 ・また、秩序ある人の移動を目指した活動として、移住者や避難民などへの健康診断の提供を 377,101 件実施したほか、出発前や移住後の研修を 67,434 人、移動の際の乗り継ぎ支援を 105,681 人、困窮した移民の自発的帰国・社会復帰支援を、64,369 人を対象に実施。更に、暴力・搾取・虐待を受けた移民 100,000 人の支援を行ったほか、各国政府に対して、査証発給支援を 400,085 件実施。 ・UNHCR 等と協力して難民の再定住支援は 94,992 人に対して実施。人身取引の被害者支援を 7,400 人に対して行った。 ・移住に関する 1,794 件の出版物を発行した。とりわけ組織の旗艦報告書である『世界移住報告』の 2018 年版は世界での移民問題が更に大きな課題となっている中、注目を集めた。 ・世界各国の移住・移民に対応する各国政府、国際機関、NGO 等の関係者が、人の移動に関する背景や現状への理解を深め、IOM の加盟国が共通の課題について議論する場として、2001 年以来、「移住に関する国際対話」を毎年2回、主催している。2018 年 3 月と 10 月、2019 年 2 月にもこの対話が実施され、それぞれの対話に各国政府の閣僚を含む 600 人以上が参加し、人の移動に関する意見交換(パネル)などを行い、人の移動への対応についての理解を深めた。	

・「バリ・プロセス」、「コロンボ・プロセス」など、移住に関する 14 の地域の協議プロセスに関わり、2018 年には、IOM の 77 の地域事務所が、政府間協議の準備や運営等のロジスティックス、ホームページの運営の広報活動、各国政府への専門的助言や各国の密入国・人身取引・海外雇用者・契約労働者に関するデータ分析などを行った。2018 年度における同ホームページの閲覧件数は 73,685 件であり、情報更新の迅速化等の改善を行った結果、新規ユーザー数(19,234)の開拓に繋がった。

・2030 開発アジェンダや SDGs の実施について、国連開発計画(UNDP)とともに、各国の開発計画において移住課題を主流化するための支援事業を 107 か国に対して実施した。例えばエクアドルやガーナ、エチオピア等では、同国政府による人の移動に関する計画策定や法制度の整備、関連データの収集や事業の達成状況のモニタリング・評価についての研修を支援した。

・SDGs 推進のため、「2030 開発アジェンダ：実施のためのガイド」を作成し、ワークショップ(2018 年7月の「アラブ地域における移住と SDGs：能力向上のためのワークショップ」(於：エジプト)及び同年 10 月の「プエブラ・プロセス参加国の 2030 開発アジェンダにおける移住の主流化ワークショップ」(於：パナマ))で参加国に共有しつつ、移住と開発、人材育成等における SDGs の進め方や、政策目標における SDGs についての指標設定等についての研修や議論を行った。エジプトでのワークショップにはアラブ地域 13 か国、パナマでのワークショップには、中米・カリブ海地域等の9か国が出席した。IOM の実施した研修や説明により、参加した 22 か国の政府関係者が、各国の移住に関する施策を SDGs の取組に統合することについての理解を深めた。

・SDGs の目標 8.7(強制労働・人身取引・児童労働の撲滅)の実現に向け、国連児童基金(UNICEF)及び国際労働機関(ILO)と共に立ち上げた Alliance8.7 において、移住アクショングループの共同議長を UNICEF と務め、2018 年 11 月には、同アクショングループの初の会合となる Alliance8.7 戦略計画ワークショップを UNICEF と共催し、活動計画の策定や優先課題を整理するなど、SDGs 推進のための取組みを積極的に進めた。

・2015 年に設立された「グローバル移住データ分析センター」の活動を通じて、移住に関する様々なデータの収集と分析結果の報告を継続するとともに、2018 年からは「移住データ・ポータル」を立ち上げ、データの公表を通じて、SDGs(目標 17.18(非集計型データの向上)等)の達成のために、この根拠となる情報提供に貢献している。

・また、Economic Intelligence Unit(英雑誌エコノミストの調査部門)と協力し、移住ガバナンス・インディケーター(Migration Governance Indicators(MGI))、各国の移民ガバナンスの政策や制度を評価するための指標を開発し、2018 年には 16 か国の政府と MGI の結果についての協議を行った。

・2018 年の「国内避難民に関する指導原則」20周年(GP20)に際して、マルチ・ステークホルダーによる3年間の「GP20 アクション・プラン」のメンバーとして活動を継続中。2018 年7月には UNDP、UNHCR、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)等とともに、各国での国内避難民支援に関する連携を深めることを確認、9月の IOM-NGO 人道コンサルテーション会合においては、国内避難民(IDP)支援をテーマに協議を実施した。

・IOM の活動を踏まえ、国際機関評価ネットワーク(MOPAN)が 2017-2018 に実施した評価によると、IOM は、各国政府と調整の上、各国の移住に関する優先事項を考慮してプロジェクトを実施しており、各国の移住に関するガバナンスや、移住者への対応のための能力が見られるため、IOM の技術的な能力や専門性は、関係者から広くかつ高く評価されている。

1-4 (イヤマーク提出のみ)イヤマーク提出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

・IOM は、日本国内で入国管理局、警察などに救出・保護された人身取引被害者が希望する場合、母国への自主的帰国支援と帰国後の社会復帰を実施している。

・具体的には、日本政府に認知された人身取引被害者に対してカウンセリングを行い、その後の支援の希望につき確認し、帰国を希望する場合には、出身国の IOM 事務所を通じて安全の確認を行い、航空券等の渡航の手配を行っている。さらに日本国内の国際空港では、出国手続・搭乗の補助をし、出身国への到着時も空港で IOM 職員が出迎えて、加害者との再接触等のリスクをケアしている。未成年の場合や医療面での配慮が必要な場合には、職員が全旅程同行している。出身国の IOM 事務所は到着後の滞在先の手配や最終目的地までの移動の支援も実施し、希望がある場合には、社会復帰のための支援として、被害者の心身へのケアなどのリハビリや法律相談と同時に、小規模ビジネスの立ち上げ支援や職業訓練などをニーズに沿った形で提供している。

・2018 年度中、IOM は、日本国内で保護された人身取引被害者 5 人に対して自主的帰国支援を提供した。また、2人に対して一時避難場所を、1人に対して医療支援を、2人に対し法的支援を、7人に対して避難帰国後の社会復帰支援(例：家族統合、畜産業経営、飲食店経営、商店経営、職業訓練、教育支援等)をそれぞれ提供した。

・2019 年 3 月、「人身取引被害を受けたフィリピン人被害者の出身国における社会復帰状況に関する追跡調査」報告書を発行した。本報告書は、2005 年から IOM が我が国の拠出金に基づいて日本国内で保護し帰国支援を実施した外国人の人身取引被害者(2018 年 3 月末時点で計 323 人)の大部分(44%)をフィリピン人被害者が占めるため、我が国の拠出により帰国後に社会復帰支援を受けたフィリピン人被害者の社会復帰状況を調査し、IOM 駐日事務所が初めてその成果について報告書にとりまとめたもの。本報告書は、日本語と英語で記述され、国内外の関係者に広く配布され、IOM の支援活動の状況や成果について広報した。また、IOM 駐日事務所の本事業担当者が毎日新聞の取材を受け、前述のフィリピン人被害者の追跡調査報告書を含めた本拠出事業に係る IOM の活動を紹介し、その内容が 2019 年 6 月 14 日付同紙に掲載された。

・IOM キャンベラ・オーストラリア事務所は、「バリ・プロセス」のウェブサイト进行管理し、バリ・プロセスの加盟国・機関等に対して会議やワークショップ等の情報提供を実施した。

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等

① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)

・第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)
「地球規模課題への対応が急務となる中、SDGs の達成に向けて、日本が主導してきた『人間の安全保障』の考え
方に基づき、『誰一人取り残さない』社会を実現するための取組を進めていきます。」
「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進にも取り組みます。」
「関係各国とテロ対策に関する協力を強化し、穏健化の促進等に取り組みます。」
「中東の平和と安定に向け一層の役割を果たしていきます。」
「『自由で開かれたインド太平洋』の実現に向けて、努力を続けます。」

・経済財政運営と改革の基本方針 2018(平成 30 年 6 月 15 日)第 2 章 7. (1)①外交
「積極的平和主義の旗の下、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けて、貧困対策や保健衛生、教育、環境・
気候変動対策、女性のエンパワーメント、法の支配など、人間の安全保障に関わるあらゆる課題の解決に、日本
の「SDGs モデル」を示しつつ、国際社会での強いリーダーシップを発揮する。」
「『自由で開かれたインド太平洋戦略』を推進する。」
「国際機関と ODA を適正・効率的かつ戦略的に活用し、ODA を通じた開発協力を強化する。」

・「人身取引行動計画 2014」(平成 26 年 12 月 16 日)(内閣総理大臣主宰「犯罪対策閣僚会議」において決定) 4.
人身取引の撲滅④本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、国際移住機関(IOM)、
被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルターなどとの情報交換と連絡を一層密にしていく。」
「IOM を通じて行っている被害者の自主的帰国支援・社会復帰事業を一層充実させ、被害者の出身国の在京大使
館・政府・NGO とともに協力の上、被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害の防止に向けた最適な支援
を行う。」

② 日本外交の関連重点分野

地球規模課題への対応(国際平和協力の推進)

地球規模課題への対応(国際保健)

地球規模課題への対応(持続可能な開発目標(SDGs))

2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献

・世界の避難民等に対して、緊急人道支援等を実施する IOM の活動は、日本の重要外交課題である人間の安全
保障の現場での実践に大きく貢献するものである。

・また、移住者への健康診断の実施等の保健支援について、IOM は移住者支援の長い経験と知識を有しており、
IOM の活動は、日本が重視しているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実践に大きく貢献するものである。

・正規の移住者の出入国手続きを円滑なものとし、非正規の移住者の出入国に対応する国境管理支援により、日
本が重視している「中東の平和と安定」や「自由で開かれたインド太平洋」等の世界の平和と安定に向けた取組
や、積極的平和主義の実践に大きく貢献している。

・SDGs との関係においても、目標 5、目標 8、目標 10、目標 16、目標 17 等をターゲットとしている(各目
標について 1-1 参照) IOM に対して支援を行うことは、2030 アジェンダ達成に向けた我が国の取組に資す
るものである。

・IOM はリビアや南スーダン等で治安状況が悪化している地域における支援を実施しており、日本にとって人道支
援の前線での活動が困難な国において、IOM の支援を通じた最前線への支援の実現は非常に有用である。

・我が国が締結した国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書は、「人身取引の被害者に対する援助及び保護の
提供」(第 6 条)、「人身取引の被害者の送還」(第 8 条)及び「人身取引の被害者(中略)が再び被害にあわないよ
うにすること」(第 9 条(b))を締約国に義務付けており、我が国が条約を遅滞なく適切に履行し、適切な人身取引
対策及び保護を遂行するに当たり、かかる分野で専門性を有する IOM との連携は不可欠である。

・本拠出金を活用しているものではないが、日本政府関係者に対し、人身取引問題を含む人の移動に係るグローバルな課題に関する講義を1年間に6回実施。同講義を通じ、政府関係者は人身取引対策等を推進するに当たり、重要な情報を入手することができた。 ・なお、米国は毎年米国自身を含む各国政府の人身取引への取組状況をランク付けした米 국무省 人身取引報告書を発表している。2018 年 6 月、我が国は初めて最高ランクに分類されたが、本拠出金を通じた我が国の人身取引対策の取組等が適切に評価された結果であると受け止めている。国外での日本の取組の発信(「顔の見えるアプローチへの貢献」) ・イエメンでは、2019 年 5 月に、日本の拠出により実施されている、10 万人以上を対象とした緊急医療支援についてプレスリリースが発出された他、SNSでの広報が行われた。日本の支援のビジビリティ向上に努めている。 ・IOM は、ソーシャルメディア等を活用して活動の広報を実施。2019 年 5 月現在、IOM 本部のフェイスブックのフォロワーは、44 万人以上。ツイッターのフォロワーは 10 万人以上、インスタグラムのフォロワーは6万人以上。多くの国事務所もソーシャルメディア・アカウントを持ち、日本政府が各国で実施している事業をそれぞれ広報している。 ・2019 年 3 月に発行された、「人身取引被害を受けたフィリピン人被害者の出身国における社会復帰状況に関する追跡調査」報告書(1-4 参照)について、同月 20 日に IOM 駐日事務所が主体的にフィリピン(マニラ)において同国政府関係者及び日本政府関係者(在フィリピン大使館等)、NGO 職員、被害者含む現地関係者等を招待して事業の情報共有及び関係強化を目的としたフォーラムを開催。同追跡調査の結果、日本の支援を受けた被害者の大多数が社会復帰支援によりプラスの効果を得たと回答したことが紹介され、フィリピン政府関係者から、日本(政府及び IOM 駐日事務所)が実施しているフィリピン人被害者に対する帰国後の支援や被害者の現状について具体的に理解ができ、貴重な報告書であると評価されており、我が国の人身取引対策及び被害者保護の取組に関する理解を促進する上で効果的であった。
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
—
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
2018 年 12 月に鈴木外務大臣政務官が「国連移住グローバル・コンパクト採択会合」出席のためモロッコを訪問した際、10 月に就任したヴィトリノ事務局長と意見交換を実施。また、2019 年 5 月にはヴィトリノ事務局長が訪日し、河野外務大臣を表敬し、同事務局長の下での新体制においても、人道支援において引き続き日・IOM で緊密に連携していくことを確認した。
2-5 日本企業、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
(日本企業との協力) ・IOM は 2018 年 6 月の外務省主催「国連ビジネス・セミナー」に参加した。また、2019 年 5 月の同セミナーにも参加。積極的に日系企業との官民連携を進めている。 ・2018 年から IOM 駐日事務所は、ANA ホールディングス株式会社及び日本航空株式会社と連携して、航空業界における人身取引の防止に向けた取組を開始した。同年 9 月、IOM 駐日事務所は民間主催の「2018 ビジネスとヒューマンライツに関する国際会議 in 東京」に出席し、ANA ホールディングス株式会社とともに、かかる活動報告及び更なる航空業界とステークホルダーとの連携の強化の重要性について講演した。 ・IOM は 2018 年 9 月、日本貿易振興機構(JETRO)との協力で、海外在住シエラレオネ出身移民(ディアスポラ)による農業分野投資を促進するためのビジネスフォーラムを開催。このフォーラムには、IOM が招聘した 11 人のディアスポラ投資家と共に、商社や農業機械などを扱う日本企業 8 社が参加。その後、日本の専門商社がシエラレオネ企業とカカオやカシューナッツ等の取引を始めることで合意するなどの成果が出ている。 ・ソマリア、シエラレオネ、ケニアでの水・衛生事業(日本企業の浄水剤を活用)。 ・ソマリア、エチオピア、ケニア、シエラレオネ、モーリタニア、ルワンダでの性暴力対策支援、生計向上支援(日本企業がソーラーランタンを提供)。 ・バングラデシュでのコミュニティ活動支援(日本企業のバイクを導入)。 ・イラクでの生活向上支援(日本企業が眼鏡を提供)。 ・シエラレオネでの保健支援(日本企業が簡易型超音波スキャナーを導入)。 ・ソマリアでの生活向上支援(日本企業が漁業振興のための船の修理に関する研修を実施)。 (NGOとの協力) ・2018 年 7 月、警察庁が開催する人身取引事案に係る「コンタクトポイント連絡会議」において、IOM 駐日事務所は、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO 等からの出席者に対して人身取引被害者の保護支援等について講演し、関係者との連携やそれぞれの取組について意見交換・情報交換を実施した。 ・2018 年 12 月、ウクライナで、紛争の影響を受けたコミュニティへの社会統合支援事業の一環で、ジャパン・プラットフォーム(JPF)と協力し、国内避難民に対する研修を実施。

・ヨルダンで、日本国際民間協力会(NICCO)と、シリア難民が食料と生活物資を受け取るためのバウチャー配布で協力。 (JICAとの協力) ・JICAとの協力も積極的に行っており、ミャンマーのラカイン州から逃れた避難民への給水支援に関して連携しており、2018年7月、IOMとJICA、バングラデシュ府政府公衆衛生工学局が三者合意に署名した。 (日本の大学との協力) ・日本国内では、大阪大学、名古屋大学、東京外国語大学の3つの大学とインターン受入について協定を結んでおり、2018年には7月には岡山大学で、11月には神戸女学院大学で、IOMが実施している移住者や避難民の支援についての講義を実施するなど、11つの大学で、12件の講義を行った。その他、事務所を訪問する内外の学生や、学生団体が主催するイベントに対しても、ブリーフィングや講演を行っている。2018年6月以降、駐日事務所では、東京大学、聖心女子大学、一橋大学大学院等からのインターンも受け入れていた。
--

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	4 月から 3 月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018 年 6 月公表 (2017 年度分)	通貨	米ドル
予算額	1,614,702,000	決算額	1, 605, 352, 912
予算額・ 決算額の差	9,349,088	予算額に占める その差の割合	0.5%
65 % 以上 の 場合 , その理由	—		
3-3 本拠出の会計報告 (イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月	2019 年 6 月受領 (2018 年度分) (報告対象時期は , 2018 年 4 月か ら 2019 年 3 月)	通貨	米ドル
報告がない場合 , その理由	—		
予算額	206, 250 (うち , 10,000 米ドルをバリ・プロセ スのウェブサイト運営費に拠出。)	決算額	206, 250 (うち , 10,000 米ドルをバリ・プロセス のウェブサイト運営費で決算。)
予算額・ 決算額の差	0	予算額に占める その差の割合	0%
65%以上の場合 , その理由	—		
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	2017 年度	報告年月	2018 年 6 月公表
実施主体	ガーナ政府会計検査局		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)			有
組織・財政マネジメントに係る指摘 (監査報告に含まれている場合) (「有」の場合 , 3-5 に指摘内容を記入)			有
(2)内部監査			

対象年度	対象期間：2017 年 7 月～ 2018 年 6 月	報告年月	2018 年 10 月公表
実施主体	IOM 本部 監査官室		
対象事項	マネジメント, 人事, 財政, 調達・ロジスティクス, 契約, IT, 活動他		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり, 更なる改善への取組・成果			
【不正関連】 外部監査報告では財務報告は適正に作成されているとの意見であった。また, MOPAN の IOM 評価(2017-2018)では, IOM の不正防止手続きについても高い評価を得ている。			
【人事関連】 IOM はこれまで人件費はプロジェクトベースで捻出するなど, 人事面でのコスト削減も徹底しており, この観点からも, ハイランクへの登用を抑制している。			
【予算関連】 2018 年 10 月開催の「財政とプログラムの常設委員会」会合において, 財務報告がなされた。毎年開催される同会合において, 財務報告がなされている。 MOPAN の IOM 評価(2017-2018)では, 効率的で無駄のない予算執行が行われている点につき高い評価を得ている。また, 同評価において, IOM が実施している国際的監査の基準も高い評価を得ており, IOM 内部及び外部による監査体制は健全であるとのコメントがなされている。 また, 上記評価では, プロジェクトの費用と結果が明確でない部分もあるとの指摘もあり, オンラインのプロジェクトマネージメントシステムを導入し, プロジェクトのマネジメントをわかりやすくするなど, 評価の指摘を解消する努力に努めている。			
他方, IOMは 2016 年に国連関連機関となり, 2018 年 12 月に採択された国連移住グローバル・コンパクトの実施とフォローアップの調整機関となったことから, 今後組織マネジメントを大きく変更していく必要があり, 現在組織内の改革を進めているところ。組織の役割拡大に伴い, 本部機能の拡大や, 人件費の拡大の必要性が生じている。			
【その他】 IOM は 2018 年までの 10 年で, 徹底したコスト削減を行い, アカウンタビリティと予算の透明化に尽力した。特に, 他の国際機関に先駆けて本部官房機能の大部分(会計, 法務, 人事, 調達等)を, ジュネーブ本部から人件費が安いマニラとパナマシティに移転させてきたことにより, 加盟国より評価されているだけでなく, MOPAN の評価でも, IOM のコストの効率性は高い評価を得ている。			

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年 12 月末時点、専門職以上。）									
全職員数		日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
2018	2018	内、幹部	2017		2016	2015	平均値		
1,769		30	3	1.7%	25	23	20	22.7	7.3
□	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		名	備考	IOM は、人事面でのコスト削減の観点からも、ハイランクへの登用を抑制しており、P5 以上が幹部レベル。ただし、上記表には含まれていない。				
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無									
—									

4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績
・日本人が積極的に求められる人事ポストについて、当該ポストのある IOM 事務所と連携の上、IOM 駐日事務所がウェブサイトや SNS、メーリングリスト等の国内の媒体を通じて空席情報を発信している。
4-4 その他特記事項
・2018 年 10 月に就任したヴィトリーノ事務局長の下での新体制においても引き続き日本人職員増強に向け日・IOM で緊密に連携していくことが確認されている。 ・IOM では、国際職員以外では、JPO として 8 名、幹部候補職員派遣制度で 1 名、駐日事務所他現地事務所での現地採用として 6 名、その他ランクなしの職員として本部や現地事務所で 3 名の日本人（計 18 名）が採用されている。そのうち、5 名は駐日事務所のスタッフ。すなわち、国際職員とその他の職員を合わせた日本人職員数は 48 名。 ・2019 年 2 月には、IOM 本部から人事部長が訪日し、人道危機への対応等に関する協力や今後の日本人職員増強について、河野外務大臣ほか外務省幹部と意見交換を行った。 ・IOM に派遣された日本人 JPO は、JPO 期間終了後、IOM において 9 割以上の高い定着率を誇る。